

Q10 視覚障害とは

1 視覚障害

視覚障害とは、視機能の永続的低下の総称で、視力障害、視野障害、色覚障害、光覚障害などをいいます。ただし、教育上特別な支援や配慮を必要とする視覚障害という場合、片眼が全く見えない場合であっても片眼だけに視機能の低下がある場合や医療によって回復するものは視覚障害とは言いません。両眼ともに視機能が低下しており、現状以上の視機能の回復が望めない場合に視覚障害とみなします。

視覚障害には、次のようなものがあります。

<視力障害>

視覚障害のうち、教育的な立場から最も問題になるのは視力障害です。視力は、ものの形などを見分ける力で、遠見視力と近見視力とがあります。遠見視力は5mの距離で、近見視力は30cm前後の距離で測定した視力です。一般的に視力という場合は、遠見視力を指すので、単に「視力」とのみ記載されているのは、遠見視力のことです。一般的に両眼で見た場合の矯正視力が0.3程度まで低下すると、黒板や教科書の文字や図などを見るのに支障をきたし、教育上特別な支援や配慮が必要になります。

視力を数値で表せない状態もあります。明暗も分からず視力が全くない状態を「全盲」といい、視力は0です。明るいか暗いかが辛うじて分かる状態を「光覚(弁)」、眼前で動かした手の動きが分かる状態を「手動(弁)」、目の前の指の数が分かる状態を「指数(弁)」といい、指を出した距離によって、「眼前指数」、「30cm指数」などと判定されます。

視力が幾分あっても、それが非常に低く、文字や形態等を視覚的に認知することがほとんど不可能な場合は、点字を常用することが必要になります。全盲児と点字を常用する必要のある者を盲児といいます。また、視力がこれほど低くなく、通常の文字を常用した教育が可能な者を弱視児といい、視力が0.1未満の者を強度の弱視児、視力が0.1以上、およそ0.3程度の者までを軽度の弱視児と言うことがあります。

<視力以外の視機能障害>

視力以外の視機能障害で教育上特別な支援や配慮が必要になるのは、高度の視野狭窄のような視野障害、高度の夜盲のような暗順応障害、まぶしさのため見えにくくなる状態である羞明の強い明順応障害などです。

○ 視野障害

視野とは、正面を見ている場合に、上下左右などの各方向がどの付近まで見えるかという範囲です。視野は、普通、中心から耳側方向に90度、鼻側及び上方に60度、下方に70度という範囲にあります。

・ 求心狭窄

見える範囲が周囲の方から狭くなって中心付近だけ残ったもの。残った視野が中心部10度以内になると、視力が低下しなくても著しく不自由になります。

・ 中心暗点

周囲は見えるが中心部だけが見えない場合。中心暗点の場合は、視力が低下するので視力障害として取り扱われるのが一般的です。

○ 光覚障害

光覚障害には、暗順応障害と明順応障害があります。

・ 暗順応障害

暗いところでほとんど見えず、夜道などを歩くのに困難を感じます。(夜盲)

- ・ 明順応障害
明るいところで見えにくく（昼盲）、羞明が強い状態です。

2 視覚障害の子どもたちの特性

外界からの情報の80%以上が視覚を通して得られるといわれており、この視覚を通しての情報が十分に得られないため視覚障害のある子どもは、日常生活や学習において様々な支障や困難を伴うことが多いです。

- 盲児
視覚を必要とする行動は、聴覚や触覚など視覚以外の感覚を活用して行われます。身辺処理や一人で歩くことなどは、身に付けば介助なしでできますが、初めて経験することや未知の場面では慣れるまでに支援が必要なことが多いです。日常生活における環境の判断は、外界の物音や、靴音の反射音などが手がかりとなり、聴覚の働きに頼ることが多いです。また、外気の流れやにおいもその一助となります。
- 弱視児
見ようとする物に目を著しく近づけます。両眼で見ることが少なく、良い方の眼だけを使うことになるので、遠近感覚が不十分でボール遊びや目と手の協応動作などが不得手なことが多いです。
- 視野狭窄
視野狭窄が強い場合は、横から近づいてくるものに気づかないことなどがあります。
- 夜盲
明るいところでは不自由はないですが、少しでも暗い所では手探りになります。夕方戸外で遊べなかったり、雨降りの日などは行動が慎重になったりする傾向がみられます。
視野狭窄が強い場合も、夜盲と同じような行動が見られることが多いです。

3 学習場面や、日常生活での配慮・支援

一人一人の発達段階や視覚障害などを踏まえ、具体的に配慮すべき事柄を検討していくとともに、次のような配慮が必要です。

- 聴覚、触覚及び保有する視覚などを十分に活用し、正しい知識や概念の形成を図り、具体的な事物・事象や動作と言葉とを結びつけて言葉を正しく理解し、活用できるようにします。
- 視力の状態に応じて、点字又は普通の文字の読み書きを習熟させます。
- 触覚教材、拡大教材、音声教材、視覚補助具や情報機器の活用を通して、容易に情報の収集や処理ができるようにするなど指導方法を工夫します。
- 安心して行動できる安全な環境を整備します。
- 全身運動の制限の有無など視覚管理上での配慮についても把握しておきます。
弱視児の場合、次のような事柄にも配慮が必要です。
- 保有する視力を最大限に活用した見方を育てるために、見やすい条件を整えます。
 - ・見やすい文字の大きさと学習する
 - ・教材、教具の工夫（拡大・縮小・コントラストをつける・単純化する）
 - ・視覚補助具を活用するー弱視レンズ（単眼鏡、ルーペなど）・拡大読書器
 - ・個人に合った照度の調整
 - ・教室内での座席の適切な位置や書見台の使用 など
- 見ることの楽しさを味わえるようにし、見ようとする意欲を高めていきます。